

# 岡本小学校PTA規約細則

## 第1章 総会

- 第1条 定期総会は、年間の活動報告、収支決算、活動計画、収支予算、本部役員選出、及びその他の議案を審議する。
- 第2条 臨時総会は、前条以外の議案を審議する。

## 第2章 指名委員会

- 第3条 規約第12条により指名委員会を置くことができる。
- 第4条 指名委員会は、それぞれの地区から1名、運営委員（本部役員を除く）の互選による1名、及び、教職員から選出された2名をもって構成する。
- 第5条 指名委員会は、委員の互選により委員長を置く。
- 第6条 指名委員会は、総会の15日前までに次期本部役員、及び、会計監査員を被指名者の同意を得て指名する。
- 第7条 指名委員会は、会計監査委員3名を本部または運営委員を経験した人から指名する。
- 第8条 指名委員会は、その任務を終了した時に解任される。
- ※委員長、副委員長の順番は次の通りである。
- ☆委員長 日向一生駒一日影一台河原一山崎一駒形新宿
- ☆副委員長 台河原一山崎一駒形新宿一日向一生駒一日影

## 第3章 常置委員会

- 第9条 常置委員会として、広報委員会、成人教育・給食厚生委員会を置く。\*別表
- 第10条 1. 広報委員会、成人教育・給食厚生委員会は、学年から選出する。\*別表  
2. 委員長は、全学年の委員の互選により選出する。
- 第11条 成人教育・給食厚生委員会は、学校給食が十分な効果をあげるよう協力するとともに、児童の福祉厚生の向上のための活動に努める。
- 第12条 広報委員会は、会員、及び、社会に対し、情報の伝達をはかる。
- 第13条 成人教育・給食厚生委員会は、会員の資質向上をはかることに努める

## 第4章 特別委員会

- 第14条 特別委員会に必要な事項は、運営委員会で決める。

## 第5章 地区委員会

- 第15条 地区委員会は、地区ごとに組織され、委員長は、地区総会において選出される。
- 第16条 地区委員会は、この会の目的達成のため、地区における活動（登校指導・通学路点検 等）にあたる。
- 第17条 地区委員長は、PTA総会での議長を務める。
- ※旧の地区委員長に指名委員長が重なった場合は、その地区の副委員長が議長にあたる。
- ※順番は次の通りである。
- ☆旧 駒形新宿→日向→生駒→日影→台河原→山崎
- ☆新 日影→台河原→山崎→駒形新宿→日向→生駒

## 第6章 学年委員会

- 第18条 1. 学年委員会は、各学年より1名選出された学年委員長、計6名で構成される。  
2. 学年委員会には、全学年委員長を置き、各学年委員長の互選で選出する。 \*別表

第19条 学年委員会は、この会の目的達成のため、学校における活動にあたる。

## 第7章 運営委員会

第20条 運営委員会は、総会、行事及び特別な事項を審議し、執行にあたる。

## 第8章 慶弔規定

第21条 慶弔は次の通り行うものとする。

1. 保護者会員及び児童死亡の場合  
代表が通夜又は葬儀に参列し、5000円の香料を呈する。
2. 教職員会員及び本部役員の父母又は同居人死亡の場合  
代表が通夜又は葬儀に参列し、5000円の香料を呈する。
3. 教職員会員及び本部役員本人死亡の場合  
代表が通夜又は葬儀に参列し、5000円の香料と10000円の花輪を呈する。
4. その他、本会として表意を必要と認めた場合は役員会議で協議の上、特別に弔意を表すことができる。  
但し、その場合は次期運営委員会に報告しなければならない。

第22条 前例の適用に際し、必要な場合は役員会で協議の上、特別に弔意を表すことができる。但し、その場合は次期運営委員会に報告しなければならない。

## 第9章 表彰規定

第23条 表彰は、次の通り行うものとする。

1. 教職会員の転退職に際して、記念品を贈る。
2. 会員及び非会員で特に顕著な功労があった方に、表彰状又は感謝状を贈る。

第24条 前条2項の適用に際しては、運営委員会の協議を経なければならない。

第25条 その他特に必要と認めた場合には、運営委員会の協議により表彰等を行うことができる。

## 付 則

- 付則1 この細則は、平成 4年11月 7日より施行する。
- 付則2 この細則は、平成 7年 3月 4日に改定し、平成8年度の委員選出時より発効する。
- 付則3 この細則は、平成 7年10月30日に改定し、同日より施行する。
- 付則4 この細則は、平成 9年 2月25日に改定し、同日より施行する。
- 付則5 この細則は、平成 9年 4月23日に改定し、同日より施行する。
- 付則6 この細則は、平成10年11月 1日に改正し、同日より施行する。
- 付則7 この細則は、平成15年10月 7日に改定し、同日より施行する。
- 付則8 この細則は、平成16年 5月24日に改定し、同日より施行する。
- 付則9 この細則は、平成16年10月 1日に改定し、同日より施行する。
- 付則10 この細則は、平成18年 4月25日に改定し、同日より施行する。
- 付則11 この細則は、平成20年 2月12日に改定し、同日より施行する。
- 付則12 この細則は、平成22年 2月15日に改定し、同日より施行する。
- 付則13 この細則は、平成23年12月 5日に改定し、同日より施行する。
- 付則14 この細則は、平成25年12月13日に改定し、同日より施行する。
- 付則15 この細則は、平成26年 9月 5日に改定し、同日より施行する。
- 付則16 この細則は、平成30年 7月30日に改定し、同日より施行する。
- 付則17 この細則は、令和 3年 2月 1日に改定し、同日より施行する。